

4-1-1 居宅生活(暮らす・憩う)の支援体制の整備

(1) 重点的な課題項目

◎ 重点課題 1

福祉サービス及び計画相談支援事業所の整備

ホームヘルパー、グループホーム等の障がい福祉サービス事業所の充実を図るとともに、計画相談支援事業所の充実を図り、相談から必要とする障がい福祉サービスに円滑につながるレファレンス*機能の強化(計画相談支援事業所の整備)を図ります。

併せて、ホームヘルパー等のサービスの支給決定にあたっては、それぞれの生活に応じ、必要となるサービス量を柔軟に決定するよう努めます。

また、障がい福祉サービス等の整備については、下記のとおり制度の谷間にあるものを特に意識する必要があります。

(谷間にある施策の充実)

- 精神障がい者施策
- 聴覚障がい者・盲ろう者施策
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい者施策
- 中途障がい者・高次脳機能機能障がい者施策
- 強度行動障がい者施策
- 難病・慢性特定疾患者施策
- 発達障がい者施策

* レファレンス

レファレンスとは、「図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務」を指す言葉ですが、ここでは、障がい福祉サービス利用者が必要とするサービスを求めた際に、相談支援専門員が適切にサービスにつなげることを表しています。

◎ 重点課題 2

総合相談窓口の整備

福祉サービス利用の相談に限らず、地域で生活する障がい者の多様なニーズに寄り添うことができるよう、身近なところで気軽に何でも相談でき、制度、サービス、情報、仲間等とつながることができる総合的な相談窓口(委託相談)を整備します。

◎ 重点課題 3

緊急対応システムの構築及び体験入居(生活体験・訓練)の場(機会)の提供

地域生活支援拠点の整備を進めるにあたり、地域において緊急時の対応(利用)ができる短期入所事業所等の整備と家族と同居している等の生活からグループホーム等で自立して生活する練習ができるグループホーム等の整備が特に重要といえます。

◎ 重点課題 4

意思決定支援の促進

定量的な障がい福祉サービスの基盤整備だけでは解決できない福祉サービス利用に際する「意思表示」「意思決定」に対する支援サービス(成年後見制度*、日常生活自立支援事業等)の利用促進に取り組みます。

併せて、虐待防止の推進も必要です。

その他、手話言語条例の検討、差別解消法の啓発、法人後見の研究等、総合的な権利擁護の取組みも重要です。

* 成年後見制度利用促進

知的障がい、精神障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。政府においては、今後、この法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を定め関係府省が連携して成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(内閣府HPより引用)

★ 課題解決のため整備が必要な福祉サービス等

- 訪問系サービス (居宅介護) (行動援護)
(重度訪問介護) (重度障がい者等包括支援)
(同行援護)
- 短期入所サービス
- 居住系サービス (グループホーム) (自立生活援助)
(施設入所支援)
- 地域生活支援事業 (理解促進研修・啓発事業) (相談支援事業)
(成年後見制度利用支援事業) (成年後見制度法人後見支援事業)
(移動入浴サービス事業)

(2) 現行福祉サービス及び重点的な取組み

訪問系サービス

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、常時介護を必要とする障がい者が対象。自宅で入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)や必要な移動の援護、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。
行動援護	行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする障がい者が対象。行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障がい者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者で介護の必要の程度が著しく高い人が対象。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【基盤整備の考え方】

- 障がい福祉サービス等の基盤整備を図り、障がい者の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが重要です。
- 医療的ケアなどに対応できる事業者の参入について積極的に取り組む必要があり、こうした事業を支える専門的な人材の養成・確保策の検討が必要です。

【重点的な取組】

- ニーズに応じたサービス提供量の確保に向け、医療的ケアを行うための喀痰吸引等(痰の吸引・経管栄養)研修、同行援護従業者研修、強度行動障がい支援者養成研修(基礎・実践)等の受講支援策を検討します。
- 重度障がい者に対しては、必要に応じて複数派遣を決定し、支給量を十分に確保する等、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- 個々の居宅生活を尊重し、それぞれの生活に応じて、必要となるサービス量を支給決定するよう取り組みます。

短期入所(ショートステイ)サービス

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの理由により、支援施設等へ短期間の入所を必要とする障がい者が対象。入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供する。

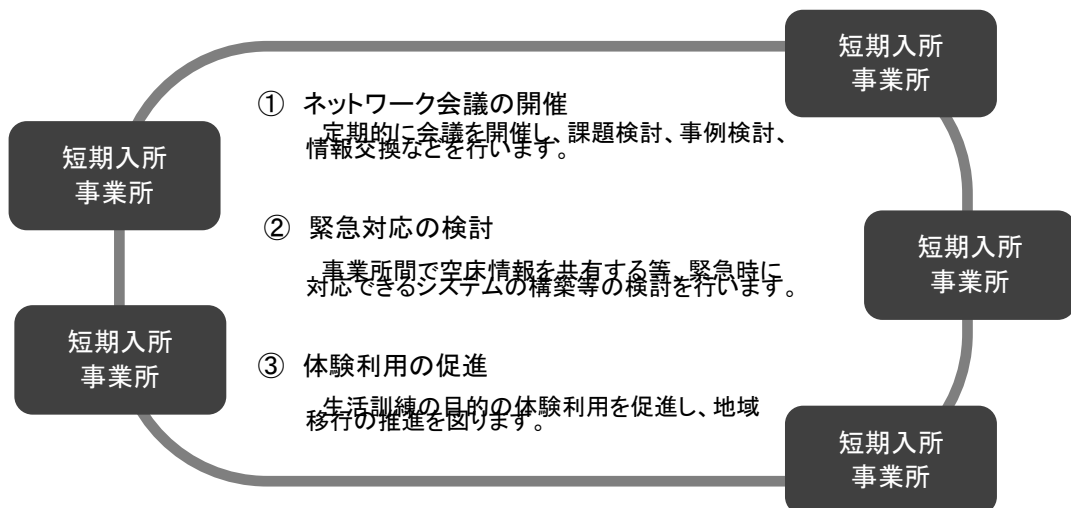
【基盤整備の考え方】

- 短期入所については、障がい児者が地域で安心して暮らしていくために必要なサービスであり、その充実を図っていくことが重要です。
- 医療的ケアの必要な利用者への対応が喫緊の課題となっていることから、医療型障がい児入所施設や障がい者支援施設のほか、医療機関における短期入所事業の実施を働きかける等、実施箇所数の拡大の取り組みが必要です。

【重点取組】

- 短期入所事業所のネットワークを構築し、事業の効率化を図りながら、利用者の多様なニーズに対応できるように取り組みます。
- 緊急時の利用に対し、柔軟に対応できるよう、緊急対応コーディネーターの配置の事業化に取り組みます。
- 家族と同居している等の生活からグループホーム等で自立して生活する練習ができるよう、生活体験利用を促します。
- 医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう事業所の整備を図るとともに、市民病院等の医療機関をはじめとした関係機関との連携に取り組みます。
- 精神障がい者が安心して利用できる短期入所(ショートステイ)施設の確保に取り組みます。

— 短期入所事業所ネットワークのイメージ —



居住系サービス

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
グループホーム (共同生活援助)	就労又は就労継続支援等を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の支援が必要な人、又は食事や入浴等の介護等を必要とする人が対象。家事や、日常生活における相談支援、関係機関との連絡調整、食事、入浴、排せつ等の介護など必要なサービスを提供する。
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護など、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施する。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う。

【基盤整備の考え方】

- 障がい福祉サービスの基盤整備を図り、障がい者の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが重要です。
- 障がい者の地域生活を推進していくためには、安心して暮らすことのできる居住の場の確保が不可欠です。家族の高齢化や居住ニーズの多様化に対応するため、グループホーム等の設置をさらに促進していく必要があり、積極的な支援方策を検討します。
- 地域での生活を維持していくためには、加齢に伴う障がい状況や健康面等の変化にも対応する支援が求められます。後見的支援、夜間や緊急時への対応など、地域生活に必要とされる支援を提供できるためのシステムづくりを検討します。

【重点取組】

- グループホーム整備のために「建て貸し方式」(土地所有者が新規に建設した建物をグループホーム事業者に賃貸する方法)の事業化等に取り組みます。
- 医療的ケアが必要、強度行動障がい等の重度障がい者が安心して暮らすことのできるグループホームの整備を推進します。
- グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解・偏見が生じないよう、障がい者に対する正しい理解や知識についての啓発活動に取り組みます。
- 施設入所支援については、待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が利用できるよう取り組みます。
- 精神障がい者、知的障がい者の地域移行において、経過的に利用できる暮らしの場が必要な場合があります。グループホームがその役割を果たせるよう体験型のグループホームの整備に取り組みます。

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者に、サービス等利用計画書の作成を行うサービスを提供します。
地域移行支援	障がい者支援施設、保護施設等に入所又は精神病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保、その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	地域移行支援で地域での生活を始めた人が、安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時においても必要な支援を行います。

【基盤整備の考え方】

- 計画相談支援及び地域移行支援・地域定着支援について、身近な地域で支援できるよう、利用ニーズに応じて、それぞれの障がい特性に適切に対応できる特定相談支援及び一般相談支援の事業所を確保することが必要です。

【重点取組】

- すべての障がい福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画書が作成できるように、事業所の整備及び運営の安定化に取り組みます。
- 必要としているサービスに円滑につなげることができるよう、相談支援専門員のスキルアップを図り、レファレンス機能の強化を促します。
- サービス等利用計画が有効に活用されるよう、基幹相談支援センターが中心となって、関係機関との連携を図るとともに、専門的な相談支援体制の確保に取り組みます。

地域生活支援事業

【現行福祉サービス】

サービス名		サービス内容
理解促進研修 ・啓発事業		障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者 相談支援事業	障がい者の権利擁護のために必要な援助を行うとともに、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援など、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、総合的・継続的に支援します。
	基幹相談 支援センター	地域自立支援協議会の運営や各相談支援事業所との調整、就労支援の強化、成年後見制度の利用支援、虐待防止センターの位置づけなど、広域的な調整及び一般相談や困難事例への個別相談を行います。
	基幹相談 支援センター等 機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など）を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等 支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用 支援事業		判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見 支援事業		成年後見制度における高検討の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
日常生活用具 給付等 事業		重度障がい者などに日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。
	介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフト、訓練いす等
	自立生活支援用具 等	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助つえ、火災警報器、電磁調理器、特殊便器等
	在宅療養等 支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸引器)、視覚障がい者用体温計(音声式)等
	情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書
	排せつ管理 支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居室生活動作補助 用具(住宅改修費)		障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
移動入浴サービス事業		入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居室を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

【基盤整備の考え方】

- 障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、障がいの自立と社会参加を推進するためには、障がい者に対する更なる理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組みを粘り強く着実に展開していくことが必要です。そのため、理解促進研修・啓発事業を積極的に取り組むことが重要です。
- 障がい者相談支援事業については、地域における相談支援体制の整備のため、市（基幹相談支援センター）、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所が役割を分担し、有機的な連携を図るとともに、障がいの特性に応じた複数の相談支援拠点の確保や訪問相談、ピアカウンセリング等、多様なニーズへの対応など、重層的な支援体制の構築に努めます。
- 基幹相談支援センターでは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談機能のほか、権利擁護や虐待防止、地域移行・地域定着などの役割を担うとされているとともに、地域の相談支援体制の強化の取組みとして、関係機関による連携体制の構築や相談支援事業者に対する助言、研修などに努めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、市長申立て以外も対象とされており、障害者虐待防止法においても、成年後見制度の利用促進が規定されています。平成28年には成年後見利用促進法が施行されるなど、成年後見制度の重要性は高まっているので、その円滑な利用に向けて相談体制の整備や支援の充実に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、必要に応じて、市長申立ての積極的な活用に努めます。

【重点取組】

－相談支援事業－

- 市内を6地域に分割し、身近なところで福祉サービスの利用相談や給付サービス等の取次他、総合的な相談支援を行う相談窓口（委託相談）を整備します。
- 基幹相談支援センターを中心として、委託相談支援事業所、指定特定・指定一般・障がい児相談支援事業所との相談支援ネットワークの構築により相談支援体制の充実やケースワーク機能の強化を図り、専門性の向上、虐待防止や成年後見制度利用促進に取り組みます。
- 成年後見制度利用支援事業については、関係機関などと連携し、普及啓発を推進するとともに、今後も市報すいたやホームページなどを活用し制度の周知に取り組みます。

－日常生活用具給付等事業－

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 利用促進を図るとともに、障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

－訪問入浴サービス事業－

- 在宅の身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続し、サービスの質の向上と十分なサービス提供体制が確保できるよう取り組みます。

4-1-2 日中活動(活動する・働く)／余暇活動(遊ぶ・学ぶ)の支援体制の整備

(1) 重点的な課題項目

◎ 重点課題 1

福祉サービス事業所の整備

障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指し、社会参加を促す日中活動及び余暇活動を支援する体制を整備します。

また、障がい福祉サービス等の整備については、下記のとおり制度の谷間にあるものを特に意識する必要があります。

(谷間にある施策の充実)

- 精神障がい者施策
- 聴覚障がい者・盲ろう者施策
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい者施策
- 中途障がい者・高次脳機能機能障がい者施策
- 強度行動障がい者施策
- 難病・慢性特定疾患者施策
- 発達障がい者施策

◎ 重点課題 2

就労支援事業の整備

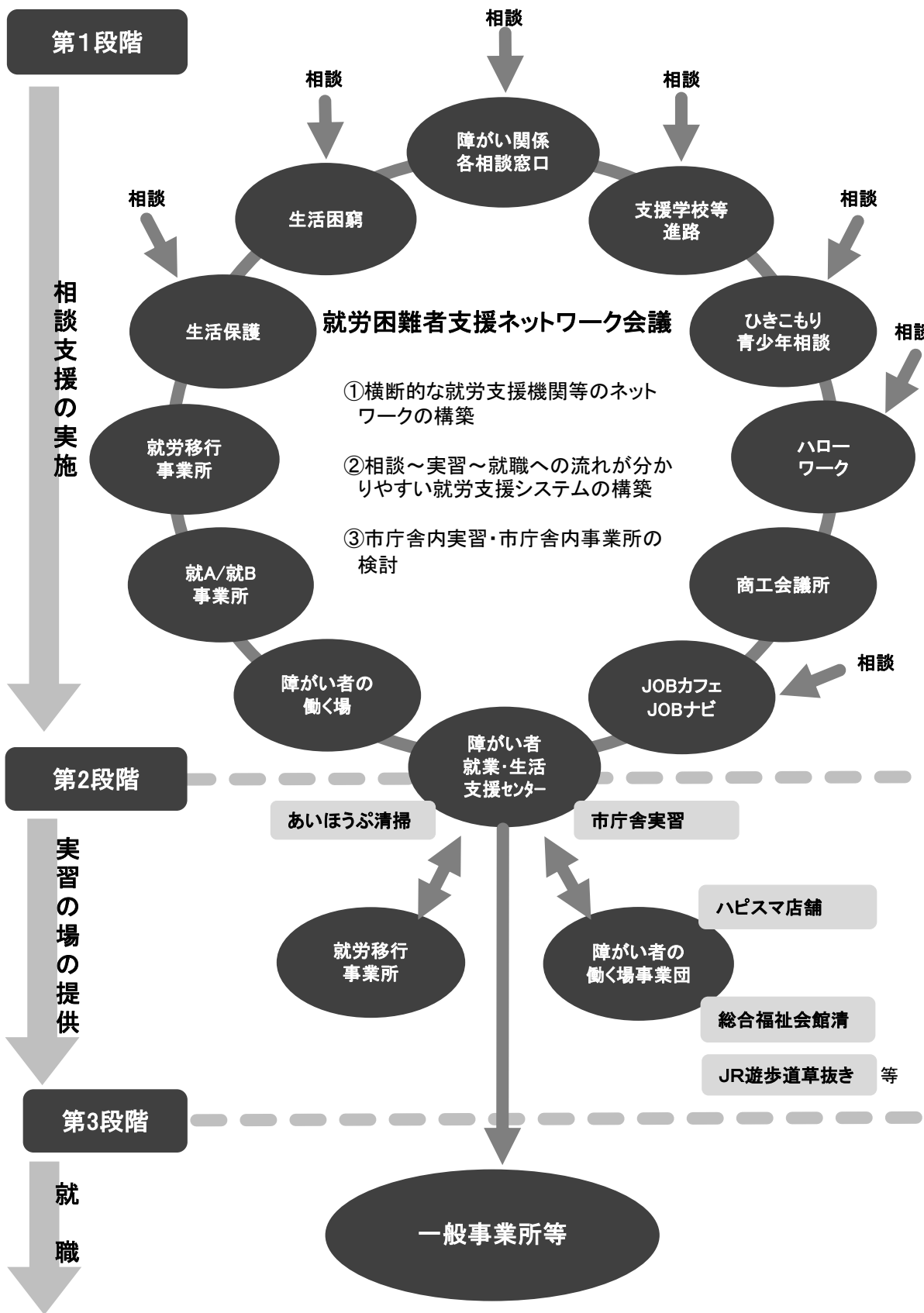
障がい者が能力と個性を発揮し、就労を通じて社会参加ができるよう、福祉・労働などの分野が横断的に連携し障がい者の就労支援に取り組み、障がい者が働く姿が日常の風景にある社会を目指します。

また、関係機関と連携し、市内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者の働く場の創出につながるよう努めます。

(相談から実習を経て一般就労へつながる一貫した就労支援システムの構築)

- 就労困難者支援ネットワーク会議の立上げ
障がいの多様化に対応できるよう、多様な就労支援相談窓口を整備するため、各就労相談支援機関が有機的に連携している「顔の見える関係づくり」に取り組みます。
- 就労実習の場(機会)の充実
一般就労に向けて、職業の体験をする、訓練を受けることは、確実に就職するという面でも、適切な相談支援を行うという面でも非常に有効であり、そのような場(機会)の充実は重要ですので、その整備に取り組むとともに、市役所及び公共施設における障がい者職業実習体験・訓練の事業化に取り組みます。
- 「障害者優先調達推進法」に基づく優先調達の拡充
障害者優先調達推進法の啓発を十分に行い、障がい福祉施設からの物品の調達を推進し、官公需に係る受注機会の拡大に取り組みます。
- 「障がい者の働く場事業団」との連携強化、事業の拡充
障がい者が地域の中で当たり前働き、暮らしていくことができるよう、市内の事業者が集まり、オール吹田で「障がい者の働く場づくり」を進めている団体である「一般社団法人 障がい者の働く場事業団」との連携強化に取り組みます。
優先調達推進法推進のための受皿にもなっている当団体との連携を強め、授産製品の店舗運営の補助、役務現場のスタッフの充実等の事業強化を図り、障がい者の働く場の充実に取り組みます。

【障がい者就労支援チャート図】



◎ 重点課題 3

余暇支援事業の整備

障がい者の生活の質(QOL)の向上において、欠かすことのできない要素である余暇活動について、その支援環境を整備します。

余暇活動について、余った時間を消費するという消極的なものではなく、自立や生活のスキルアップに向けた活動や、家族だけではできない体験等、豊かな支援環境の創出に努めます。

移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援事業を整備し、特に成人の余暇支援環境の充実に取り組みます。

★ 課題解決のため整備が必要な福祉サービス等

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| ● 日中活動系サービス | (生活介護) | (就労移行支援) |
| | (自立訓練〈機能訓練〉) | (就労継続支援A型) |
| | (自立訓練〈生活訓練〉) | (就労継続支援B型) |
| | (療養介護) | (就労定着支援) |
| ● 地域生活支援事業 | (自発的活動支援事業) | (移動支援事業) |
| | (意思疎通支援者派遣事業) | (地域活動支援センター) |
| | (手話奉仕員養成研修) | (日中一時支援事業) |

(2) 現行福祉サービス及び重点的な取組

日中活動系(通所系)サービス

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な障がい者で、障がい支援区分3(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上、又は年齢が50歳以上で、障がい支援区分2(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上の人が対象。主に昼間に、事業所において食事、入浴、排せつなどの介護などを行うとともに、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練	<p>〈機能訓練〉 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者が対象。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。</p> <p>〈生活訓練〉 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が対象。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、定められた期間食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。</p>
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者が対象。定められた期間事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援(A型)	事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合に、一般就労に向けた支援を提供します。
就労継続支援(B型)	企業等や就労継続支援A型での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった障がい者が対象。雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応するため、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を提供します。
療養介護	医療を必要とする障がい者で常時介護を必要とする人が対象。主に昼は病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上のサービスを提供します。

【基盤整備の考え方】

- 障がい福祉サービスの基盤整備を図り、障がい者の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが重要です。特に、日中活動系サービスの提供を通じて就労への機会を拡大していくため、障害者就業・生活支援センターや大阪労働局、庁内関係部局等との連携の強化に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行などの成果目標を達成するためには、更に就労移行支援事業所等の拡充・質向上や就労移行支援事業等の利用者の増加を図っていく必要があることから、地域自立支援協議会の就労に関する専門部会等において地域課題を検討しつつ、就労支援機関や企業等との連携、庁内連携体制の確立など、就労支援策の強化に努めます。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病など、従来の支援ノウハウ等に加えて、障がい特性に見合った支援が必要な障がい種別に対応できる事業者の拡充について積極的に取り組むとともに、精神障がい者の職場定着についても今後の大きな課題であることに留意し、その対応を検討します。

【重点取組】

- 医療的ケアの必要な障がい者の日中活動の場である障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」及び総合福祉会館は、定員いっぱいとなっており、これ以上の受入が非常に困難になっていますので、新たな受皿整備に取り組めます。
- 現在サービスを利用していないが利用意向がある障がい者や、支援学校の卒業生の増加が見込まれることから、各障がい福祉サービスにおいて受皿整備が必要となります。多様なニーズに対応できるよう日中活動の場を整備していくためには、場所の確保や設備改修など多くの課題があり、課題解決に向けた検討が必要です。検査済証の要件の見直し、建て貸し方式の検討等、多角的な視点から、その整備に取り組めます。

地域生活支援事業

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
自発的活動支援事業	共生社会を実現するために障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
意思疎通支援を行う者の派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るための支援を行います。
	手話通訳者派遣 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を派遣します。
	要約筆記者派遣 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者を派遣します。
	手話通訳者設置 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話奉仕員を養成します。
移動支援事業 (ガイドヘルプサービス)	障がい者・児に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や事業所によって活動内容が異なる機能強化事業を提供する。
	基礎的事業 利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域に応じた事業を実施する。
	機能強化事業 〈Ⅰ型〉 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。相談支援事業を併せて実施、委託していることが要件 〈Ⅱ型〉 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を実施します。 〈Ⅲ型〉 小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

【基盤整備の考え方】

- 障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、障がい者の自立と社会参加を推進するためには、障がい及び障がい者に対する更なる理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組みを粘り強く着実に展開していくことが必要です。そのため、自発的活動支援事業に積極的に取り組むことが重要です。
- 意思疎通支援については、当事者が意思疎通支援を必要とする場合等に手話通訳者等の意思疎通支援を行う者を派遣したり、かかる人材の養成をするものであり、その支援が円滑に提供できるよう人材の確保策を検討します。
- 地域活動支援センターについては、障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るとともに、日常生活等に必要情報の提供を適切かつ効果的に行うことができるよう、地域の実情に応じて事業所等を確保するよう整備します。
- 余暇支援環境を充実するために、移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援事業の整備を図ります。

【重点取組】

－意思疎通支援事業－

- サービスの質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、社会参加を支援するために手話通訳者、要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。
- ボランティア団体や手話サークル等との連携を図ります。
- 手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員の養成研修を実施し、人材の育成に努めます。
- 重度障がい者の入院時における円滑なコミュニケーションのために支援員を派遣する事業について、評価・検証を行います。

－移動支援事業(ガイドヘルプサービス)－

- 吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会と協働して、ガイドヘルパー養成講座等を開催し、人材の育成を進めます。
- 重度障がい者に対しては、複数派遣を柔軟に決定し、支給量を十分に確保する等、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。

－地域活動支援センター事業－

- 精神障がい者の地域移行の促進、地域生活の充実を図るため、地域で生活する障がい者に対する相談・日常生活の拠点として、地域活動支援センター I 型の機能強化に取り組みます。

－日中一時支援事業－

- サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図るとともに、公共施設や作業所等の開設時間外の有効利用など、地域資源の活用によるサービス提供を検討します。
- 成人の余暇活動支援に焦点を当てて事業を評価・検証し、事業の充実に取り組みます。

4-1-3 福祉サービスの担い手の確保

(1) 重点的な課題項目

◎ 重点課題 1

福祉サービスの担い手の確保

少子・高齢社会の進展により、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、障害者総合支援法や介護保険制度の推進により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービスの提供の根幹である福祉人材の量的・質的両面における養成・確保が極めて重要ですが、現在、その確保が非常に困難であり、慢性的な人材不足の状態となっていますので、その対応が必要です。

(2) 重点的な取組み

【基盤整備の考え方】

- 新たな担い手確保については、市内大学との連携、福祉労働のネガティブイメージの払拭、職業としての福祉の啓発、福祉事業所の人事採用力の向上、奨学金返済に対する支援等の取組みが必要です。
- 職員の定着支援、離職防止については、住宅手当の助成などの福利厚生の充実、奨学金返済に対する支援、各種研修受講に対する支援(補助)等の取組みが必要です。

【重点取組】

- 福祉サービスの担い手の確保について、その対策を障がい福祉室のみで取り組むのではなく、高齢福祉課等の関係部局と連携し、情報を共有しながら取り組みます。